

令和6年度

いじめ防止基本方針

I	はじめに	P	1
II	本校のいじめ問題に対する基本姿勢			
III	いじめの定義			
IV	組織		P	2
V	いじめの未然防止	P	3
VI	いじめの早期発見	P	4
VII	いじめの対応	P	6
VIII	重大事態への対応	P	7
IX	研修	P	8
X	P D C A サイクル	P	8
○	資料	P	9

さいたま市立大成小学校

令和6年度 さいたま市立大成小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが求められている。また学校だけでなく、地域、関係諸機関との連携も求められる。いじめは、「どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得るもの」である。本校では、学校教育目標「心豊かで、たくましく、進んで行動する児童の育成」を実現するためにいじめを決して許さない。そのためにいじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応、いじめに対する措置の具体的な取組をしていく。そして本校の児童一人ひとりが、安心して通うことができるよう、「さいたま市立大成小学校いじめ防止基本方針」(以下、「学校いじめ防止基本方針」という。)を策定する。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 すべての教職員、児童及び保護者が、「いじめは絶対に許さない」という認識をもち、いじめを許さない、見過ごさない校風を醸成する。またすべての教職員がいじめに係わる情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 2 本校の教職員がいじめを発見した場合、またはいじめに関わる相談を受けた場合は、学校いじめ対策委員会にいじめに関わる報告をし、学校の組織的な対応につなげる。そしていじめられている児童を最後まで守り抜く。
- 3 日々の授業を充実するとともに、特別支援教育、国際教育人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。また生命尊重「いのちの支え合い」を学ぶ授業や教師自らの体験を語るなどを通して、「希望をはぐくむ教育」を推進する。
- 4 児童一人ひとりの自己存在感を高め、児童と児童、児童と教職員の間、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 5 いじめる児童に対し、家庭環境など成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。

III いじめの定義

- 1 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 「けんかやふざけあい」であっても見えないところで問題および被害が発生している可能性もある。背景にある事情を必ず確認するとともに、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するかどうかを適正に判断する必要がある。
- 3 いじめの問題が起きた場合、単なる謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態は以下の2つの要件が満たされているものとする。
 - A いじめに関わる行為が3か月止んでいること

いじめられた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が3か月継続していること

イ いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめられた児童がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないことが認められること。いじめられた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会(「いじめ防止対策推進法」第22条)

(1) 目的 学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。

(2) 役割

ア 未然防止

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

イ 早期発見・事案対処

①いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。

②いじめの早期発見・事案対処のためいじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録共有を行う。

③いじめに関わる情報(いじめが疑われる情報、児童間の人間関係に関する悩みも含む)があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

④いじめられた児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組

学校いじめ防止基本方針に基づき、教育相談部と連携して月毎に生徒指導部会を開き、いじめ防止等に関わる校内研修を実施する。またいじめ防止の取組の実効性を高めるため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、次のようにPDCAサイクルで点検・改善する。

(3) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学校地域連携コーディネーター、学校運営協議委員

※ 必要に応じて、校長がスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員、地域住民等を招集できる。

(4) 会議

ア 定例会 年間3回程度(7月 11月 2月)

※学校運営協議会の1部で行う。

イ 校内委員会 毎月1回(生徒指導・教育相談部会と兼ねて開催)

ウ 臨時会 必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催

(5) 内容

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の定期的検証

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ウ 児童、保護者、地域等に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れと集約
- オ 発見されたいじめ事案への対応
- カ 重大事態への対応
- キ 学校評価に「いじめの防止等のための取組に係る目標」を設定し、その達成状況を評価する。

(PDCA サイクル)

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的 いじめをしない、許さない意識を高め、児童の側からの主体的な取組を企画・実行するため、子どもいじめ対策委員会を設置する。
- (2) 構成員 代表委員
- (3) 時期 各学期1回程度(代表委員会と兼ねて開催)
- (4) 内容
 - ・仲間意識を高める児童会活動の企画・立案・実施
 - ・いじめ撲滅を目指した学級スローガンづくり及びキャンペーンの実施
 - ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するための代表委員、各委員会の委員長の話合いの実施

V いじめの未然防止

1 道徳教育・人権教育の充実を通して

学習指導要領総則第1教育課程編成の一般方針に基づき、道徳教育・人権教育の充実を図る。

- (1) 教育活動全体を通して
 - ・ 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育・人権教育に資する学習の充実に努め、道徳教育・人権教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
 - ・ 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- (2) 道徳の時間を通して
 - ・ 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。
- (3) 心を潤す4つの言葉の積極的活用
 - ・ 心を潤す4つの言葉を教員が率先して活用し、児童に範を示していく。

2 「いじめ撲滅強化月間」(6月中)の取組を通して

実施要項に基づき、各学年や児童の実態を踏まえ、次の内容について取り組む。

- (1) 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- (2) 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- (3) 校長等による講話
- (4) 「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- (5) 学校だよりやPTA広報誌等による家庭や地域への啓発活動
- (6) 「簡易アンケート」等の実施

3 「人間関係プログラム」を通して

- (1) 「人間関係プログラム」の計画的な実施

- ・各学期の始めに、構成的グループエンカウンター等のエクササイズを実施し、温かな人間関係を醸成する。
- ・「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 「人間関係プログラム」を活用した直接体験の場や機会の設定

- ・教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機械を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団作りに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果の活用

- ・「人間関係プログラムに係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気や学級づくりに生かし、いじめのない集団作りに努める。

4 「『いのちの支え合い』を学ぶ授業」を通して

全学年で「『いのちの支え合い』を学ぶ授業」について、指導計画に位置付け実施する。高学年については、5・6月に実施する。

- ・第1学年 「困ったときは言ってみよう」・・・困ったときの相談の仕方
- ・第2学年 「困っている友達の力になろう」・・・困っている友だちからの話の聴き方
- ・第3学年 「いやな気持ちをつたえよう」・・・いやな気持ちになった時の伝え方
- ・第4学年 「友達の助けになろう」・・・困っている友達のためにできること
- ・第5学年 「悩みと上手につき合おう」・・・養護教諭を指導者に、悩んだ時の相談の仕方
- ・第6学年 「友達のよき相談相手になろう」・・・さわやか相談員を講師に、友だちからの相談の聴き方

5 メディアリテラシー教育を通して

「スマホ・タブレット安全教室」を実施し、児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくスマートフォンやタブレットを利用できる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

- ・第5学年 「スマートフォン・タブレットの正しい使い方を知ろう」

※必要に応じて、学校公開日に実施し、保護者への啓発を行う。

VI いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

1 日頃の児童観察

(1) 朝の健康観察

一人ひとりの児童の表情や声の調子を確認しながら行う。

遅刻や欠席が多くなる。

表情が沈んでいる。

(2) 授業中

授業への参加態度、表情、発表の様子等から、普段との違いを見逃すことのないように常にアンテナを高くして観察する。また、学級全体の児童の様子や雰囲気の変化を的確に把握するように努める。

(3) 休み時間、給食・清掃時間等

孤立している子がいないか、嫌がることをされている子がいないかなど、できるだけ現認するように努める。また、終了時の状況や児童の様子を注視する。

(4)登下校

通学班ではなく、一人で登校している。

登下校中に、荷物を持たされている。

ーささいな変化も見逃さず、いじめであるかどうかの判断は、組織的に行うー

- 発表したとき、嘲笑やからかいが起きる。
- ボール運動の時、パスがまわってこない。
- 実験道具等を一人で片付けている。
- ミシン等の道具の順番がなかなかまわってこない。
- 給食の時、机が離されている。
- 掃除の時、机がいつまでも運ばれない。
- 特に用事がないのに、職員室や保健室によく来る。
- 他の児童より早く登校する。
- うつむきがちで視線を合わせようとしない。
- 物を隠される
- 教科書等に落書きされる。

2 「心と生活のアンケート」(3年生以上)・「こころぼかぼかアンケート」(1、2年生)の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施 年間3回(4月、9月、1月)

※必要に応じて随時実施

(2) アンケート結果の集約 アンケート実施後、速やかに集計し、学年・学校全体で情報の共有を図る。

(3) アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。また、その内容について学年・学校全体で情報の共有を図る。

(4) 面談について

※「心と生活のアンケート」の結果、サポート該当児童については、「教育相談面談」を設定し、面談を行う。

- ①原則、担任が行うが、児童にとって最も関係の深い教職員が行うこともある。
- ②落ち着いた静かな場所、他の児童のいない場所で行う。(教室、教育相談室等)
- ③TALKの原則に基づき、要サポートとなった要因や背景を把握する。
- ④面談した児童について、学年・学校全体で共有する。その際、市教委から配布されている、面談記録シートに「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どのくらいの時間」、「どのような内容(児童の様子も含む)」か記録し、保存する。

3 「いじめに係る状況報告」

(1) いじめに関する簡易アンケートを、機会を捉えて実施し、毎月の「いじめに係る状況報告」に反映させる。

(2) いじめを認知したときは、教育委員会に速やかに報告するとともに、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき対応する。

4 教育相談週間及び教育相談日の設定

教育相談週間及び教育相談日を設定し、保護者が相談できる体制を整える。

(1) 教育相談週間 毎年(9月から10月)、1週間程度の期間に集中して行う。

(2) 教育相談日 毎月1回(6月から2月)、計画的に行う。

※ 教育相談週間及び教育相談日に関わらず、毎日が教育相談日であることを保護者会等で周知する。

5 地域からの情報収集

- ・いじめ対策委員会の構成員に地域の関係者を位置付ける。
- ・青少年育成会や社会福祉協議会等、地域の会合に出席して情報の収集を図る。
- ・放課後チャレンジスクールや土曜チャレンジスクールの指導員、防犯ボランティア等と連携し、児童に係る情報の収集に努める。
- ・小・中連携会議で情報の共有化を図る。(3月、4月、8月)
- ・さわやか相談員が毎週火曜日来校するので、情報を共有する。

VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、いじめに係わる情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会組織に報告を行わないことは、法の規定に違反する。本校の教職員がいじめを発見し、いじめの相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策委員会にいじめに関わる情報を報告する。そして「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応の手引き」に基づき、学校で組織的に対応する。

- 1 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を掌理する。また、いじめ対策委員会を招集し、その運営を管理するとともに、その内容や対応を教育委員会に報告する。
- 2 教頭は、校長を補佐し、組織的な対応を整理する。
- 3 教務主任は、校長及び教頭の指示に基づいて、校長及び教頭を補佐する。
- 4 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。また、いじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童の指導を行う。
- 5 学年主任は、当該学年の児童の情報収集を行う。また、必要に応じて、担任とともにいじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童の指導を行う。
- 6 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制を整えるとともに、校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。また、「いじめの疑い 情報伝達シート」や「いじめ通報受理票」の周知・集約・情報の共有を行う。
- 7 教育相談主任は、アセスメントに基づく支援やカウンセリングの方法、TALKの原則に基づく面談の実施等について、関係者間の連絡・調整を図る。
- 8 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 9 養護教諭は、いじめを受けた児童に寄り添い、カウンセリング等を行う。
- 10 スクールカウンセラーは、情報の提供及び専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童等へのカウンセリングを行う。
- 11 スクールソーシャルワーカーは、情報の提供及び専門的な立場から、児童生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- 12 さわやか相談員は、養護教諭等とともに児童に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。

- 1 3 保護者は、家庭において児童の様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携して児童の安全を確保する。
- 1 4 地域住民等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合は、学校等に通報又は情報の提供を行う。

VIII 重大事態への対応(「いじめ防止対策推進法」第28条)

「いじめに係る対応の手引き」に基づき、生命・心身に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月改定、文部科学大臣決定)、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」及び「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

- 1 生命・心身に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- 2 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 - ・欠席の期間は、年間30日を目安とする。
 - ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。また児童又は保護者からの申立ては学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

- 1 いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- 2 校長は、いじめ事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
- 3 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

重大事態の調査の主体については、教育委員会が判断し、次の対応を行う。

- 1 学校が調査主体となる場合
 - ・校長は、直ちに教育委員会に報告する。
 - ・校長は、教育委員会の指導・支援の下、重大事態の調査組織(いじめ対策委員会)を設置する。
 - ・校長は、いじめを受けた児童及び保護者に対して、情報を適切に提供する。
 - ・校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
 - ・校長は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。
- 2 教育委員会が調査主体となる場合
 - ・校長は、教育委員会の指示の下、資料の提出等、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネット等を通じて行われるいじめへの対応等、教

職員のいじめに対する意識や対応力を高めるために、次の研修を行う。

1 生徒指導・教育相談部会

- ・いじめに係わる情報収集
- ・長期欠席・不登校児童に係わる情報収集
- ・学校問題に係わる情報収集

2 職員会議

- ・学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- ・いじめに係わる情報交換
- ・取組アンケートの実施、結果の検証

3 校内研修

- ・指導方法の改善に係る研修・・・わかる授業、一人ひとりを大切にする授業、個性の伸長を図る授業、コミュニケーション力向上を図る授業、授業規律等
- ・児童理解に係る研修・・・生徒指導、教育相談、人権教育、国際教育、特別支援教育
- ・情報モラルに係る研修・・・インターネットに係る状況
インターネットへの正しい接し方
いわゆる「ネットいじめ」に係ること
→携帯・インターネット安全教室・4月

X PDCAサイクル

いじめ防止の取組の実効性を高めるため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、次のようにPDCAサイクルで点検・改善する。

1 年間の取組についての検証を行う時期(PDCAサイクルの期間)の決定

- ・検証を行う期間は、各学期とする。

2 「取組評価アンケート」の実施時期、いじめ対策委員会・校内研修会等の開催時期の決定

- ・「取組評価アンケート」の実施時期 12月、2月
- ・いじめ対策委員会の開催時期 7月、11月、2月
- ・生徒指導・教育相談部会 毎月
- ・いじめに係わる校内研修会等の開催時期 7～8月
- ・各種差別に係わる研修→人権教育に係わる研修 7～8月
- ・児童理解に係わる研修→特別支援に係わる研修 6月、3月

◇ いじめへの対応の流れ・サイン(別添資料)

- ①いじめ要注意サイン
- ②情報共有・収集(気になる言動等)
- ③いじめの疑い
- ④いじめの対応
 - ・いじめの疑い 情報伝達シート
- ⑤いじめを認知したら
 - ・いじめ通報 受理票

令和6年度 大成小学校いじめ防止基本方針 主な取組一覧

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に係る取組	心と生活のアンケート※	○					○				○		
	あおぞらポスト	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	教育相談面談	○					○				○		
	教育相談日(さわやか相談)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	保護者相談日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	教育相談週間						○	○					
	個人面談		○							○ (希望制)			
	学級懇談会	○		○								○	
	いじめ撲滅強化月間※2			○			○		○				
	いじめ防止に向けた動画視聴・話し合い			○				○					
	「人間関係プログラム」	○			○		○			○	○		○
	「いのちの支え合い」を学ぶ授業		5年	4,6年			1年~3年	1年~3年	1年~3年	1年~3年			
	講話朝会			○					○			○	
	職員会議	基本方針理解							評価アンケート			基本方針見直し 評価アンケート	
	研修	児童理解				事例研修							児童理解
啓発	懇談会	HP	学校便利 懇談会	学年便利				学校便利		懇談会			
小・中連携会議	○	○				○						○	
PDCAに係る取組	いじめ対策委員会				○					○		○	
	子ども主体のいじめ対策活動			○			○		○			○	
	家庭・地域等と連携した組織				○					○		○	

※心と生活のアンケート：低学年は「こころぼかぼかアンケート」を実施。

※2いじめ撲滅強化月間：独自アンケート「成っこにこにこアンケート」を6，11月に実施